第二十一条を第三十五条とし、第二十条を第三十四条とする。

第十九条第一項第一号中「第三条第一項第一号から第三号まで」を「第十七条第一項第一号から第三号まで」に、同条第二項中「第三条第二項から第五項まで」を「第十七条第二項から第五項まで」に、「第三条第二項」を「第十七条第二項」に、「第六条第三項第二号」を「第二十条において読み替えて準用する第四条第二項」に、「第十九条第二項」を「第三十三条第二項」に、同条第三項中「第十条第五項並びに第十一条第四項及び第六項」を「第二十四条第二項において読み替えて準用する第七条第四項並びに第二十五条第二項において読み替えて準用する第八条第三項及び第四項」に、「第十条第六項」を「第二十四条第四項」に、「第十一条第五項」を「第二十五条第四項」に、「第十二条第二号、第四号イ及び第五号」を「第二十六条第二号、第四号イ及び第五号」に、同条第四項中「第十五条」を「第二十九条」に、「第十六条」を「第三十条」に、「第十七条」を「第三十一条」に、同条第五項中「第十八条第三項」を「第三十二条第三項」に改め、同条を第三十三条とする。

第十八条第一項中「この条において」を削り、同条第二項に次の一号を加える。

四　必要に応じ専門家の助言を受けることその他の方法により客観的かつ科学的根拠に基づき選定すること。

第十八条に次の一項を加える。

4　機構は、事後調査の終了並びに事後調査の結果を踏まえた環境保全措置の実施及び終了の判断に当たっては、必要に応じ専門家の助言を受けることその他の方法により客観的かつ科学的な検討を行うよう留意しなければならない。

第十八条を第三十二条とする。

第十七条中「第十五条第一項」を「第二十九条第一項」に改め、同条第二項中「第十五条第一項」を「第二十九条第一項」に改め、後段として次のように加える。

また、位置等に関する複数案のそれぞれの案ごとの選定事項についての環境影響の比較を行ったときは、当該位置等に関する複数案から対象事業に係る位置等の決定に至る過程でどのように環境影響が回避され、又は低減されているかについての検討の内容を明らかにできるよう整理しなければならない。

第十七条を第三十一条とし、第十六条を第三十条とし、第十五条を第二十九条とする。

第十四条中「次条から第十八条まで」を「次条から第三十二条まで」に改め、同条を第二十八条とする。

第十三条の見出しを「（環境影響評価の項目に係る手法選定に当たっての留意事項）」に改め、同条第二項に後段として次のように加える。

また、機構は、当該専門家等の所属機関の種別についても明らかにするよう努めるものとする。

第十三条を第二十七条とする。

第十二条の見出しを「（環境影響評価の項目に係る評価の手法）」に改め、同条第一号中「第十五条第一項」を「第二十九条第一項」に改め、同条を第二十六条とする。

第十一条の見出しを「（環境影響評価の項目に係る予測の手法）」に改め、同条第一項中「第九条」を「第二十三条」に、同項第二号中「第四項」を「第二項において読み替えて準用する第八条第三項」に改め、同条第二項を次のように改める。

2　第八条第二項から第四項までの規定は、前項の対象機構事業に係る環境影響評価の予測の手法について準用する。この場合において、第八条第二項中「前項第一号」とあるのは「第二十五条第一項第一号」と、第八条第三項及び第四項中「第一項」とあるのは「第二十五条第一項」と、同条第四項中「第一種機構事業に」とあるのは「対象機構事業に」と、「しなければならない」とあるのは「しなければならない。この場合において、必要に応じ予測の前提条件を変化させて得られるそれぞれの予測の結果のばらつきの程度により、予測の不確実性の程度を把握するものとする」と読み替えるものとする。

第十一条第四項を削り、同条中第五項を第四項とし、第六項を削り、同条を第二十五条とする。

第十条の見出しを「（環境影響評価の項目に係る調査の手法）」に改め、同条第一項第三号中「以下」の下に「この条から第三十二条までにおいて」を加え、同条第二項を次のように改める。

2　第七条第二項から第四項までの規定は、前項の対象機構事業に係る環境影響評価の調査の手法について準用する。この場合において、同条第二項中「前項第二号」とあるのは「第二十四条第一項第二号」と、「選定事項」とあるのは「第七条第三項及び第四項中「第一項」とあるのは「第二十四条第一項」と、同条第三項中「現地調査及び踏査等を行う場合」とあるのは「調査の手法を選定するに当たって」と、同条第四項中「文献名その他の当該情報の出自等」とあるのは「文献名、当該情報を得るために行われた調査の前提条件、調査地域、調査地点及び調査期間等の設定の根拠、調査の日時その他の当該情報の出自及びその妥当性」と読み替えるものとする。

第十条第四項及び第五項を削り、同条第六項を同条第四項とし、同条を第二十四条とする。

第九条第一項中「当たっては」の下に「、最新の科学的知見を反映するよう努めるとともに」を、「勘案して」の下に「最適な手法を」を加え、同条第二項中「内容と」の下に「第二十条第一項において読み替えて準用する第四条及び第二十条第二項の規定により把握した」を加え、同条を第二十三条とする。

第八条の見出しを「（環境影響評価の項目に係る調査、予測及び評価の手法）」に改め、同条中「次条から第十三条まで」を「次条から第二十七条まで」に、同条第一号中「前条第四項第一号」を「前条第四項において準用する第五条第三項第一号」に、同条第二号中「前条第四項第二号イ及びロ」を「前条第四項において準用する第五条第三項第二号イ及びロ」に、同条第三号中「前条第四項第二号ハ」を「前条第四項において準用する第五条第三項第二号ハ」に、同条第四号中「前条第四項第三号イ」を「前条第四項において準用する第五条第三項第三号イ」に、同条第五号中「前条第四項第三号ロ」を「前条第四項において準用する第五条第三項第三号ロ」に、同条第六号中「前条第四項第四号」を「前条第四項において読み替えて準用する第五条第三項第四号」に改め、同条に次の一項を加える。

2　機構は、前項の規定により調査、予測及び評価の手法を選定するに当たっては、計画段階配慮事項の検討において収集及び整理した情報並びにその結果を最大限に活用するものとする。

第八条を第二十二条とする。

第七条第一項中「環境影響を及ぼすおそれがある要因（以下「影響要因」という。）」を「影響要因」に改め、同条第四項を次のように改める。

4　第五条第三項の規定は前項の規定による検討について、同条第四項及び第五項の規定は第一項の規定による項目の選定について、それぞれ準用する。この場合において、同条第四項及び第五項中「第一項」とあるのは「第二十一条第一項」と、同条第五項中「第一項の規定により選定した事項（以下「選定事項」という。）」とあるのは「選定項目」と読み替えるものとする。

第七条第五項及び第六項を削り、同条第七項を同条第五項とし、同条第八項を削り、同条を第二十一条とする。

第六条の見出しを「（環境影響評価項目等の選定に係る事業特性及び地域特性の把握）」に改め、同条第一項を次のように改める。

第四条の規定は、法第十一条第三項の規定による対象機構事業に係る環境影響評価項目並びに当該項目に係る調査、予測及び評価の手法の選定について準用する。この場合において、同条第一項中「、当該検討を」とあるのは「、計画段階配慮事項の検討の経緯等について整理した上で、当該選定を」と、「当該検討に」とあるのは「当該選定に」と、「第一種機構事業の」とあるのは「対象機構事業の」と、「この条から第十条まで」とあるのは「この条、第二十一条から第二十四条まで、第二十五条第一項、同条第二項において読み替えて準用する第八条第三項及び第三十二条」と、「第一種機構事業の実施が想定される区域（以下「第一種機構事業実施想定区域」という。）」とあるのは「対象機構事業実施区域」と、「第一種機構事業に」とあるのは「対象機構事業に」と、同条第二項中「前項」とあるのは「第二十条において読み替えて準用する前項」と、「整理すること」とあるのは「整理するとともに、必要に応じ、対象機構事業に係る環境影響を受ける範囲であると認められる地域を管轄する地方公共団体（以下この条及び第二十一条から第三十二条までにおいて「関係地方公共団体」という。）、専門家その他の当該情報に関する知見を有する者からその知見を聴取し、又は現地の状況を確認するよう努めること」と読み替えるものとする。